

近江八幡市建築協定条例

平成 22 年 3 月 21 日

条例第 195 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 4 章に規定する建築協定の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協定事項)

第 2 条 本市において、住宅地としての環境又は商店街としての利便を高度に維持増進する等、建築物の利用を増進し、かつ、土地の環境を改善するために必要と認める場合においては、土地の所有者及び建築物の所有を目的とする地上権又は賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものは除く。）を有する者は、その権利の目的となっている土地について、一定の区域を定め、その区域内における建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠又は建築設備に関する基準についての協定を締結することができる。

(建築協定を締結することができる区域)

第 3 条 法第 69 条の規定による建築協定を締結することができる区域は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び用途地域の指定のない区域において、市長が告示して定める区域とする。

(他の法令等との関係)

第 4 条 第 2 条の規定により締結する建築物に関する協定の内容は、建築に関する法令及び条例に適合するものでなければならない。

(委任)

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 22 年 3 月 21 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の近江八幡市建築協定条例（昭和 4

6年近江八幡市条例第39号)の規定により協定された建築協定のうち、この条例の施行の際引き続き継続しているものについては、この条例の相当規定により協定されたものとみなす。